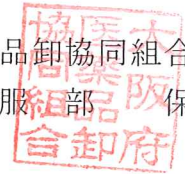


平成 28 年 9 月 5 日

一般社団法人 大阪府薬剤師会

会 長 藤 垣 哲 彦 殿

大阪府医薬品卸協同組合
理事長 服部 保



医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴会におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の薬価改定により、本年 4 月 1 日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を 2018 年度から 2020 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年 9 月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後 10 年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

日本医薬品卸売業連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が一丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいる所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2. 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであり、日本保険薬局協会との間でその促進を図っております。

3. 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4. 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

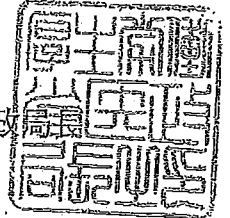
日本医薬品卸売業連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年 10 月から、2018 年 10 月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率（薬価差率）で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考え方から実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

医政発 0513 第 7 号

平成 28 年 5 月 13 日

宛先 別記のとおり 殿

厚生労働省医政局



医療用医薬品の流通改善に関する協力要請について

医療用医薬品の流通改善については、これまでも公的医療保険制度下における不適切な取引慣行の是正を流通当事者に求めてきたところです。

また、昨年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」には、後発医薬品に係る数量シェア目標値を 2018 年（平成 30 年）度から 2020 年（平成 32 年）度末までの間のなるべく早い時期に 80% 以上とする使用促進や適切な市場価格の形成に向け、医薬品の流通改善に取り組むことなどが盛り込まれました。

このように、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、急激な環境変化を踏まえた流通改善を促進するため、流改懇において「医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）～後発医薬品の更なる使用促進などの環境変化に対応する持続可能な流通機能の観点から～」が昨年 9 月に取りまとめられました。

この提言では、我が国の公的医療保険制度を支える強靱な流通体制を将来にわたり持続可能なものとし、安定的に医薬品供給を行っていくため、制度の担い手である流通当事者が連携し、一層の理解と信頼関係を構築するとともに、流通上の諸問題への真摯な取組が求められたところでもあります。

貴職におかれては、上記提言の趣旨及び公的医療保険制度の安定的・継続的な運営の観点から、あらためて下記の取組をご理解いただくとともに、流通改善の一層の推進にご協力いただきますよう、貴管轄下の各流通当事者への周知徹底及び御指導方、よろしくお願いいたします。

記

(1) 単品単価取引の推進

銘柄別収載及び市場実勢価格による価格改定を実施している現行薬価制度の趣旨及び公的医療保険制度を持続可能なものとするためにも、単品単価取引の重要性・趣旨を理解し、単品単価取引の更なる推進への協力をお願いしたい。

(2) 部分的な妥結

単品単価取引と同様、現行薬価制度の信頼性確保を確保する観点から、一部の取引先や特定の品目に限定しての妥結にとどまらず、全ての取引先と全ての品目について妥結をお願いしたい。

(3) 長期未妥結等の原因となる利益のみ追求したアウトソーシング等

公的医療保険制度下の公定価格による薬価制度であることに鑑み、個々の医薬品の価値を重視した交渉をお願いするとともに、本制度の維持を困難なものとし、長期未妥結の原因ともなる費用負担の公平性を無視して自己の利益のみを追求するような不適切な価格交渉のアウトソーシング等が行われることのないようお願いしたい。

(4) 不明確な返品

医療用医薬品は、その特性に即した流通過程における品質管理及び安定供給の確保が必要な生命関連製品であるため、返品による貴重な医療資源の損失や取引先への一方的な不利益とならないよう、返品に関するルールを事前に書面により締結して、不明確な返品が生じないための努力をお願いしたい。

別記 (医政局長通知)

下記関係団体の長あて

宛 先	住 所
(公社) 日本医師会	〒113-8621 文京区本駒込 2-28-16
(公社) 日本歯科医師会	〒112-0073 千代田区九段北 4-1-20
(一社) 日本病院会	〒102-8414 千代田区三番町 9-15 森ビルプラザビル
(公社) 全日本病院協会	〒101-8378 千代田区猿樂町 2-8-8 住友不動産猿樂町ビル
(一社) 日本医療法人協会	〒102-0071 千代田区富士見 2-6-12AMビル
(公社) 全国自治体病院協議会	〒102-8556 千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館
(公社) 日本精神科病院協会	〒108-8554 港区芝浦 3-15-14
(一社) 日本私立医科大学協会	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館
(一社) 日本私立歯科大学協会	〒102-0074 千代田区九段南 3-3-4 ニュライフビル
(公社) 日本薬剤師会	〒160-8389 新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル
(一社) 日本病院薬剤師会	〒150-0002 渋谷区渋谷 2-12-15 長井記念館
(一社) 日本保険薬局協会	〒104-0028 中央区八重洲 2-2-10 八重洲名古屋ビル
日本製薬団体連合会	〒103-0023 中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル
(一社) 日本医薬品卸売業連合会	〒103-0028 中央区八重洲 1-7-20 八重洲口会館
(一社) 日本ジェネリック医薬品販社協会	〒104-0028 中央区八重洲 2-8-11 川京ビル
(一社) 日本歯科商工協会	〒111-0056 台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館

別記(医政局経済課長通知)

宛 先	所管する医療機関
<関係省庁の所管課長あて> 宮内庁長官官房秘書課長 防衛省人事教育局衛生官 総務省自治行政局公務員部福利課長 総務省自治財政局公営企業課長 法務省矯正局矯正医療管理官 財務省主計局給与共済課長 文部科学省高等教育局医学教育課長 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 文部科学省研究振興局リサーチ課長 農林水産省経営局協同組織課長 <内部部局の所管課長あて> 医政局医療経営支援課長 労働基準局労災管理課長 社会・援護局総務課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課長 保険局国民健康保険課長 保険局保険課長 <都道府県所管部局長あて> 各都道府県衛生主管部(局)長	宮内庁病院 自衛隊病院 地方公務員共済組合病院 都道府県立病院、市町村立病院 刑務所医務部、関東医療少年院 国家公務員共済組合病院 国立大学法人、私立大学病院 日本私立学校振興・共済事業団病院 放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院 厚生(医療)農業協同組合連合会の病院 国立病院機構、JCHO 労災病院 日本赤十字病院、済生会病院 国立障害者リハビリテーション病院 国民健康保険組合連合会病院 健康保険組合・同連合会病院 都道府県立病院、市町村立病院

日卸連発第 号
平成28年8月 日

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本信夫 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴会におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の薬価改定により、本年4月1日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後10年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

当連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいる所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであり、日本保険薬局協会との間でその促進を図っております。

3 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

当連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年10月から、2018年10月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率(薬価差率)で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考えから実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

日 薬 業 発 第 186 号

平 成 28 年 8 月 9 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会長 山本 信夫

医療用医薬品の流通改善について（お願い）

標記につきまして、日本医薬品卸売業連合会会長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

平成27年9月に取りまとめられた「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」に関し、厚生労働省医政局長から協力要請を受けたことにつきましては、平成28年5月23日付け日薬業発第98号にてお知らせしたところです。

今般、同連合会では、医薬品卸業界全体で流通改善に関する取組みを徹底するため、課題を盛り込んだポスターを作成し、医療機関・保険薬局との価格交渉等においてはこれを踏まえて対応するとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

日卸連発第 96 号
平成28年 8月 3日

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本 信夫 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢



医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴会におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の薬価改定により、本年4月1日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後10年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

当連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が一丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいる所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであり、日本保険薬局協会との間でその促進を図っております。

3 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

当連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年10月から、2018年10月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率(薬価差率)で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考えから実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

医療用医薬品の流通改善

医薬品卸は、新提言を具体化するため、次の取り組みを進める必要があります。

- 1 単品単価交渉の推進
- 2 覚書締結の促進
- 3 持続可能な後発医薬品の流通の実現
- 4 本体価格（税抜価格）での交渉

平成27年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会において、10年先を見据えた「医療用医薬品の流通改善の促進（新提言）」が取りまとめられ、今後の流通改善の方向性が示されました。

○ 一般
社団法人 **日本医薬品卸売業連合会**

Japan Pharmaceutical Wholesalers Association

協力：クレコンリサーチ & コンサルティング株式会社